

<b>議 案 名</b>	<b>富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について</b>
<b>制 定 趣 旨</b>	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、同法律を引用している富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正するものです。
<b>制 定 内 容</b>	条例第1条中、「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものです。
<b>施 行 日</b>	公布の日

富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第31号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>